

青少年の心の居場所

著者	横山 悌志
雑誌名	長崎外大論叢
号	12
ページ	115-128
発行年	2008-12-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1165/00000180/



青少年の心の居場所

横山 悌志

The peaceful minds of young people

YOKOYAMA Teishi

Abstract

Young people, in all times, are the creators of the next generation and national treasures of hope. Recent years, however, have seen a series of heinous crimes by young people. Drug abuse, bullying, truancy and sexual problems, such as those caused by dating sites or deviant sexual behaviour, are not only deepening in seriousness, but also expanding. The background factors of these problems include changes in the surrounding environment, including families, schools and local communities, and diversified social values. These factors seem to be not only contributing to the recent youth problems independently but be intricately-intertwined with each other. In order to cope with these problems, it is essential to re-realize that "behind the ailing young lies an ailing adult society". Adults themselves need to correct their own declining morality, while the nation as a whole, including families, schools, local communities and the media, needs to address these problems in order to secure a sound upbringing of young people.

はじめに

青少年は、いつの時代にあっても次代の創造者であり、期待される国の宝である。この21世紀社会を担っていくのも現在の青少年にほかならない。

自由や個性を尊重されて育った現代の青少年が、新しい時代の流れに自らを順応させながら高度情報化社会にあっても積極的に新たな情報を取り入れ、ボランティア活動などの社会貢献を通して、人の役に立つ喜びを実感しながら、将来の夢に向かって自らの可能性を拓いていく姿を見ることは頼もしいことである。

ところが、毎年のように、将来を嘱望されている青少年の一部に凶悪事件が相次ぎ、薬物の乱用、いじめや不登校、さらには出会い系サイトや性の逸脱行為の問題などが深刻になっているばかりでなく、さらに拡大しようとしている。

こうした背景には、家庭、学校、地域社会などの環境の変化や社会全体の価値観の多様化などの様々な変化があり、それが複雑に絡み合いながら影響し合っているものと考えられる。このような問題に対処するためには、「病んでいる青少年がいるということは、病んでいる大人社会がある」ということを再認識して、大人社会のモラルの低下を大人自身が率先して是正していく中で、家庭、学校、地域社会、さらにはマスメディアなどを含め、すべての国民が自らの問題として、青少年の健全育成に取り組んでいく必要がある。

このような観点に立ち、第1章では、現在の青少年を取り巻く環境について考察・分析し、第2章で、青少年の心の居場所について論じてみたい。

第1章 子どもを取り巻く環境について

一文部科学省・警察庁の公表資料から見えること一

【1. はじめに】

平成20年8月に文部科学省が発表した「平成20年度学校基本調査（速報版）」、同じく警察庁が発表した「平成20年上半期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」をもとに、最近の子どもが育つ環境について論じてみたい。

【2. 背景】

少子化の進行に伴い、児童・生徒数は減少しているにもかかわらず、特別支援学校の児童・生徒数は過去最高を記録している。また、不登校の児童・生徒数も過去最高となり、子どもの心には大きな変化が起こっていると考えられる。

一方で、出会い系サイトにアクセスして、犯罪の被害者になる児童・生徒の数は、平成20年上半期は大きく減少している。しかし、被害者に占める児童・生徒の割合は依然として大きく、子どもを守ろうとする取組が、なかなか功を奏していないことが伺われる。

【3. 児童生徒の状況】

(1) 在学者数の現状について

文部科学省は、毎年全国の都道府県教育委員会を通して、学校数や生徒数に関する「学校基本調査」を行っている。この8月に、平成20年度の速報値が発表された（文部科学省、2008）。

これによると、少子化が一段と進行して児童・生徒数は減少を続けており、中学校での在学者数は過去最低となる中で、中等教育学校と特別支援学校の在学者数が増加しているという、一見矛盾するような結果が出ている。（表1）

幼稚園の園児数は167万4千人で、前年度より3万1千人減少している。小学校の児童数は712万2千人で、前年度より1万1千人減少している。昭和57年から27年連続しており減少し過去最低である。中学校の生徒数は359万2千人で、前年度より2万2千人減少しており、過去最低となっている。高等学校（全日制・定時制）の生徒数は336万6千人で、前年度より4万人減少している。

これに対して、増加しているのが中等教育学校と特別支援学校である。中等教育学校は、いわゆる中高一貫校において、中学校、高等学校と分けずに6年間を一貫して教育する学校のことである。前期課程は中学校相当、後期課程は高等学校相当と考えてよいが、両者は一貫しており、6年間の教育を前提としている。中等教育学校の在籍生徒数は、最近の中高一貫校の増加に伴い増加して1万8千人となっており、前年度より3千人の増加となっている。

また、特別支援学校の幼児・児童・生徒数は11万2千人となっており、前年度より4千人増加しているとともに、過去最高となっている。子どもの数が減少している中での、特別支援学校の幼児・

児童・生徒数の増加は特筆に値する。

(表1) 学校数、在学者数 (平成20年5月1日現在)

区 分	学 校 数	在 学 者 数	前 年 度 比
幼 稚 園	13,626	1,674,172	▲ 31,230
小 学 校	22,476	7,121,761	▲ 11,113
中 学 校	10,915	3,592,406	▲ 22,146
高 等 学 校	5,242	3,366,460	▲ 40,101
中等教育学校	37	17,849	+ 2,947
特別支援学校	1,026	112,334	+ 4,161

▲：減少を示す

(2) 不登校の現状

次に、不登校の状況に目を向けてみる。平成19年度の不登校の児童・生徒数は過去最高を記録している(表2)。

平成19年度間の長期欠席者(30日以上)のうち、「不登校」を理由とする児童生徒数は12万9千人であり、2千人増加している。(高等学校及び中等教育学校(後期課程)、特別支援学校は含まない)

「不登校」を理由とする児童生徒数は、小学校では2万4千人で、前年度より101人増加している。対前年度比0.4パーセントの増となり、中学校では10万5千人で、前年度より2千人増加しており、対前年度比2.2パーセントの増となっている。中等教育学校では、131人であり、前年度より23人増加しており、対前年度比21.3パーセント増となっている。これらの合計は、12万9千人であり、前年度より2千人増加しており、対前年度比1.9パーセント増の増加となっている。

わかりやすく表現すると、中学校における不登校の比率は、平成17年度～平成19年度にかけて、「36人に1人」→「35人に1人」→「34人に1人」と推移している。小学校においては、同じく「317人に1人」→「302人に1人」→「298人に1人」と推移している。

小中学校とも、生徒数が減少している中で、不登校の子どもの割合が増加していることに着目したい。特に、中学校においては1クラスに必ず1人不登校がいる状態が、もう何年も続いている状態である。

(表2) 平成17年度～19年度における不登校の生徒数

	合 計	小学校	中学校	中等学校(前期課程)
平成17年度	122,327	59,053	128,596	64
平成18年度	126,890	61,095	135,472	152
平成19年度	129,254	60,242	138,879	177

【4. 出会い系サイトに関する状況】

警察庁も平成20年の上半期における、いわゆる出会い系サイトに関係した事件の状況について発表した。この検挙状況については、次のような状況であった。

(1) 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数等

警察庁の分析を引用すると、平成20年上半期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は777件で、前年同期と比べて130件(14.3%)減少している。

この分野については、過去5年間検挙件数が高止まりの状況にあったが、昨年やや減少に転じている。昨年と今年の上半期を比較しても、大きく減少していることがわかる。

これは、平成18年頃から全国的に、出会い系サイトでの児童・生徒の被害がクローズアップされたこと、携帯大手三社がフィルタリング等のキャンペーンを行ったこと、総務省や文部科学省、警察庁の啓発に関する取組や、サイバーパトロールなどが効果を現してきたためであると考えられる。

特に、平成20年3月からは、18歳未満のものへの携帯電話の販売において、あらかじめフィルタリングを導入したものだけを販売するという措置は、大きな効果を上げていていると考えられる。

(表3) 検挙件数の年別推移 (いわゆる出会い系サイトに関する報告のあったもの)

罪 名	H15	H16	H17	H18	H19	H19	H20	増減	%
						上半期			
児童買春・児童ポルノ規制法違反	791	794	654	775	679	357	284	-73	-20.4
小 計	810	768	707	879	760	401	319	-82	-20.4
青少年保護育成条例違反	448	377	460	534	440	238	156	-82	-34.5
児童福祉法違反	82	87	71	103	77	50	34	-16	-32.0
出会い系サイト規制法違反	5	31	18	47	122	39	159	+120	+308
重 要 犯 罪	137	95	98	91	80	37	21	-16	-43.2
粗 暴 犯	108	58	72	49	83	29	15	-14	-48.3
そ の 他	153	166	155	212	221	113	73	-40	-35.4
合 計	1,743	1,582	1,581	1,915	1,753	907	777	-130	-14.3

次に、被害者の年齢や性別をしてみる(表4)。犯罪被害にあった児童(18歳未満の者)は356人であり、前年同期と比べて248人(41.1%)減少している。一方、出会い系サイト以外のサイトを利用して犯罪(児童買春・児童ポルノ法違反、青少年保護育成条例違反、児童福祉法違反及び重要犯罪)の被害にあった児童は388人である。

ここ5年ほど被害者数は大きく変化していないが、その8割以上は児童であり、非常に憂慮すべき状況である。今年と昨年の上半期を比較すると、数そのものは減少しているが、児童の割合に変化はないことがわかる。

(表4) 被害者の年齢・性別

	H15	H16	H17	H18	H19	H19	H20
						上半期	
被害者数	1,510	1,289	1,267	1,387	1,297	708	420
うち女性	1,395	1,194	1,163	1,307	1,223	671	387
%	92	93	92	94	94	94.8	92.1
児童	1,278	1,085	1,061	1,153	1,100	604	356
%	85	84	84	83	85	85.3	84.8
うち女性	1,262	1,076	1,052	1,149	1,097	601	355
18歳以上	232	204	206	234	197	104	64
%	15	16	16	17	15	14.7	15.2
うち女性	133	118	111	158	126	70	32

次に、出会い系サイトへのアクセス手段をしてみる(表5)。過去5年間は、被害者数は大きな変化はしていないが、携帯電話によるアクセスが95%をこえている。今年と昨年の上半期を比較してみても、件数が減少しているが、携帯電話は98%以上と状況に大きな変化はないことがわかる。これは、児童でも同じ状況である。

平成20年上半期の特長としては、検挙件数777件のうち、児童買春・児童ポルノ法違反が319件(児童買春284件、児童ポルノ35件)と最も多く、検挙全体の41.1%を占めている。出会い系サイトへのアクセス手段としては、携帯電話を使用した被害児童が、356人のうち350人で98.3%を占めている。

(表5) 被害者(被害児童)の出会い系サイトへのアクセス手段

	H16	H17	H18	H19	H19	H20
					上半期	
被害者	1,289	1,267	1,387	1,297	708	420
携帯電話	1,239	1,216	1,339	1,256	679	413
パソコン	50	51	48	41	29	7
うち児童	1,085	1,061	1,153	1,100	604	356
携帯電話	1,046	1,023	1,114	1,062	577	350
パソコン	39	38	39	38	27	6

最後に、被害にあった児童の内訳をしてみる(表6)。高校生が58%程度を占めている。また、被害者の99%が女性であった。

(表6) 平成20年上半期の被害者のうち小学生・中学生・高校生の和

	小学生	中学生	高校生	計
計	0	113 (-75)	154 (-131)	267 (-208)
女性	0	113 (-75)	153 (-131)	267 (-208)
男性	0	0	1	1

※ 高校生には18歳以上含む／()は前年同期比

(2) 警察庁の見解

警察庁によると、出会い系サイト規制法違反の検挙件数等で不正誘引（法第6条）該当するのは、平成20年上半期中の検挙件数は159件（前年同期比+120件）であり、このうち、児童による誘引は74件（前年同期比+53件）となっている。また、事業者に対する是正命令（法第10条）の状況については、是正命令はなかったが、法第7条（児童の利用禁止の明示等）又は第8条（児童でないことの確認）の措置義務に違反していると認められる16サイトの事業者に対し警告を行ったという。

今後の対策としては、下記を講じている。

- 不正誘引の早期発見、検挙及び削除に向けた出会い系サイトへのサイバーパトロールの強化。
- 関係省庁等と連携したフィルタリングの普及啓発活動の強化。
- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の的確な施行及び児童の利用防止等に関する広報啓発活動の推進。
- 出会い系サイト以外のサイトで児童被害が相当程度発生しているサイト事業者に自主規制を講じるよう指導を継続としている。

【考察】

児童・生徒減少下における不登校の増加は、子どもを「消費者」ととらえている現代日本の産業構造を如実に表していると思われる。その一例が、統計にも出ている中等学校に代表される「中高一貫校」の増加である。公立の中高一貫校の増加は、いわゆる受験をはじめとする、受験競争を、地方においても、小学校時代に持ち込んでいるといわざるを得ない。

これまでもこのような状況は、首都圏や近畿圏の一部私立学校で見られたが、少子化を背景とする「子どもの囲い込み」戦略の結果、この傾向は全国的に広まりつつある。このことが、必要以上に子どもを追いつめていることは否定できない。

これまで格差のなかった、地方の中学校に、中高一貫校とそうでない学校という格差を持ち込み、必要のない競争を生じさせることで、「塾」という産業を送出したことになる。少子化による、保護者の「子どもへの期待」を逆手にとって、いい学校=いい将来のために、早い段階からの塾通いが必要であるかのような幻想を保護者に抱かせているのではないか。この結果、塾に通わせることができるかどうかという、経済格差が学力格差・学歴格差に直結するというマスコミの論調も、現状の悪化に拍車をかけていると言えよう。

次に、平成20年上半期に減少傾向を見せている出会い系サイトの被害状況であるが、こちらも、「消

費者」として位置づけられた子どもの現状を示している。被害総数は減少しても、被害者における児童の割合はいっこうに減少していない。携帯電話各社のフィルタリングの取組も、被害総数が減少しているのに、一定の効果があることは確かであるが、被害者における児童の割合が減少していない点から見ると、全く効果がないことになる。

この原因は、携帯電話を買い与える保護者にも一因がある。フィルタリングを導入した携帯電話は、保護者の同意の下で解除できることになっており、子どもにとっては面白いサイトに接続できないということで、解除に同意する保護者が少なくないという。現在、より使いやすいフィルタリングの開発を行っているというが、制度の不徹底が、被害者をなくすことにつながらない原因となっている。さらに、利用させるためのコンテンツは増加の一方であり、携帯電話を使わせるための新しいサービスも目白押しの状態である。

このように、子どもを「消費者」と位置づける産業構造は、子どもにとって最悪の環境であるといえる。インターネットに簡単に接続できる携帯電話を、簡単に子どもに与える国は、日本くらいであることを、自覚しなければならない。

第2章 青少年の心の居場所

1. 居場所づくり

物が豊かになっていくにつれて、青少年の生活空間が広がっているが、青少年の居場所は、同様に広がっているのだろうか。

人々が住む「地域社会」という場、都市に住む多くの人々が依存してきた「職場」という場あるいは、夫婦と子供と祖父母の三世代で構成されていた「家庭」という場が、大きく変わろうとしている。青少年問題は、このような「場」の変動と相関関係がある。若者たちが、いつの時代にも、「次の時代」に敏感に反応することを考えると、青少年の行動の中に、変動の前兆が見られ、それが様々な問題となって噴出している。

「場」の持つ影響力の低下現象は地域社会から始まっている。都市部では、高度経済成長期以来、従来の地域共同体がしだいに影が薄くなり、現在では、地域共同体の場に、互助的な関係や、互いにいたわり合う連帯感を求めることは難しくなっている。

家庭では、戦後民主主義のもとで、それまでの家父長制による家族関係が見直された後、これといった新たな家族像が定着しないまま、親の権威とは悪いものだ、と頭から思っている人が多く見られる。

しかしながら、相手のことを思いやる健全な権威と、権威をふりかざすだけの不健全な権威とは、はっきり区別しなければならない。子どもが心身ともに健やかに育つためには健全な権威が正しく機能することが大切である。

これまで、日本の社会では長い間、人々は、地域共同体・家庭・職場という「場」の緊密な関係に庇護されてきた。その中では、親密な対人関係で結ばれ、「是非」を論じるよりも「和」を重んじ、争いや対立を回避し、相手の気持ちがわかる、日本文化特有の阿吽の呼吸の間柄で満たされた生活の

場が築き上げられてきている。

最近、それが曲がり角に来ている。日本的な対人関係様式の退潮現象といってもよい。すなわち、物があふれる豊かな現代社会では、以前のような「場」を頼らなくても生きていけるという生き方、汗水流した物づくりを基盤とする第一次産業を嫌い、射幸的投機やマネーローンダリング等の虚構のマネーゲーム（米国でも、サブプライムローンの焦げ付きと原油高騰を発端として金融大手企業のメリルリンチの破綻買収、リーマンブラザーズの経営破綻に続き、米連邦準備制度理事会（FRB）は9月16日、経営不振の米保険最大手アメリカン・インターナショナル・グループ（AIG）に対し、同社資産を担保に最大850億ドル（約9兆円）を融資すると発表したばかりである。見返りに米政府は、同社株式の79.9%の取得権を獲得し、AIGは実質上、政府管理の下で再建を図る、という米国金融大手企業の未曾有の経営破綻が毎日のように報道されている）で一攫千金を夢見る生き方を選択し、厳しい肉体労働を避け、親密な対人関係をうとうしいと感じ、ますます距離をおいた対人関係を好むようになりつつある。

特に若い世代は一層この傾向が強いようである。「一番居心地のよい場所はどこですか」と問われ、「自分の部屋」と答える若者が圧倒的に多いということにも、青少年の心の居場所が狭くなりつつあることが窺える。

2. 寡黙になった「世間様」

巷にたむろする青少年を怖いと思うときがある。ナイフによる無差別の殺傷事件が連続して発生した後とはとくにそう感じる。世間様が寡黙になったのはいつからであろうか。巷の青少年が怖く見えるようになってからだろうか。大人社会が次の世代を育てていく意欲をなくしたときだろうか。

これまでの日本社会では、「場」における逸脱行為に対する抑止力を、内面的な倫理観よりも、周囲の視線という「世間様」の圧力に依存してきた傾向がある。

ところが、人々が拠り所としてきた「場」の衰退に伴い、この種の抑止力が機能を果たすことは困難になりつつある。最近、「人目をはばからない」、「感情を抑えきれずに暴発する」行動がみられるのはこのためだと考える。以前は「嘘をつくな。人様のものを盗むな。卑怯な真似はするな。弱い者いじめはするな。」と「お天道さま、世間様が見ていなさる」だけで事足りたものであった。

「場」の衰退は、抑止力だけでなく、人間が生きていく上で欠かすことのできない存在感（自分の存在を認めてもらうこと）をも脅かしている。少子・核家族の中では、親が子どもに寄せる愛情も、以前のような大家族期の、元気に育てと祈るだけの代償を求めない愛情から、親の満足を先行する交換条件付愛情へと変貌しつつある。その結果、親の肥大集中する期待に応えられないまま、目標を失った子どもたちは、学校にも家庭にも、心の居場所（存在感）を見いだせず、新たな居場所を求めて彷徨っている。かつて、「世のため人のため、郷土社会のため」、「功成り名を挙げ故郷に錦を飾る」という言い方があったように、「場」における評価は、志高き何事かをなさんとする強い動機づけになっていたが、最近では、「青雲の志」を抱く若者に会うことが少なくなりつつある。

3. 親の責任 家族の絆

生まれてくる子どもは親を選ぶことはできない。もちろん親も子供を選べないかもしれないが、運命の出遭いとも言える、親の遺伝子を備えて誕生する。ところが、「子どもは親の言うとおりにはないが親のするとおりにする」。昔から言われるように親の背中（言葉より行動）を見て育つものである。

青少年の心の居場所をあれこれ考えながら、出口のない袋小路に立たされたような奇妙な閉塞感と無力感に襲われる。かつて、少年時代は、崇高で気高い青雲の志を抱き、正義と学問を愛し、悪を絶対に許さず、刻苦勉励して一流大学に合格し、立派な資格を取得し、念願の職場に就職する。そのとたんに、社会や組織の経済原理に呑み込まれ、強大な軋轢に屈服し、モラルどころか法の目を欺くなりふり構わない行為に麻痺して、罪悪感を失い、自己の欲望だけを満たそうとあがき、クタクタに疲れ果てて生きている。

経済的に豊かにはなっても、本当の心の安らぎを見いだせる場所は温かい家庭にしかないと思っいる人が多いはずである。規律ある温かい家庭のぬくもりを奪われた青少年を思うとき、たとえ貧しくても子どもの心が安らぐ温かい家庭を築こうと努力しなかった、或いは、努力する余裕のなかった大人たちの責任は大きい。子どもは親を映す鏡であり、親は子どもの手本となる鑑であることに変わりはない。

家族のきずなは、癒し癒される、空なる世界に宿る。親子が向かい合って対立するよりも親子で同じ方向を見ようと努力することが大切なことである。その対象には、ふるさと、家業、スポーツ、芸術文化、信條、信仰、ボランティア等、その家族に似つかわしいきずながあるはずである。

家庭とは、外で傷ついても、癒される場所、思いっきり甘えることのできる場所、たとえ親にはり倒されても、やがて恢復する心の安まる居場所、自分の存在が肯定され、承認される、治外法権の特別の空間なのである。当然のことながら、家族のなかでも社会的価値観が重視される。だれだって親が金持ちで、子どもの全教科の成績がよい方がいい。子どもが出世し有名になり成功すれば、喜ばない親はいない。

だが、家族による根源的な承認は、それ以前の問題である。子どもが成功しなくても、つまり、社会的価値があろうとなかろうと、損なわれることがない。家族とは、道理とか理屈を超えた結びつき、何者にも侵すことのできない聖域の族のことである。

子どもをかけがえのない存在として見なさず、社会的価値の視点から、交換できる商品のように、親の愛情の代償価値と見なすならば、子どもの不幸はここから始まる。家族の深い愛情、治癒力に勝るものはない。社会から、世間から、たとえ認められなくても、自分をしっかりと見守ってくれる家族があれば、ただそれだけで、人は生きていける。

4. 宿命の壁

「理解のある親を持った子は不幸です。」と言った少年がいる。いろんな事で問題行動を起こして相談に来て、話してくれたそうである。その父親というのは一見理想的に見える父親だった。子どもの言うことを何でも聞いてあげる。おまえの言うことは分かるよ。自分がやりたいと思うのだったら自

分でやってみなさい。何事にも理解を示してくれた父親だったのだが、子どもにとっては、ぶつかってみても、なんでも許してくれたから、ぶつかる壁がなかったというのである。

現代は父性なき社会である、と警鐘が鳴らされる。親には、子どもに次代を生きていくための文化を伝える役割がある。伝えるということは、時として価値観を押しつけることでもある。本当に価値があると思った文化を子どもに教え込むためには、権威があつて初めてできることである。

しかしながら、子どもと対等の関係では、秩序や社会規範、勇気や正義感、やさしさや思いやり、といった次の世代をたくましく生きる力を教えることはできない。「もの分かりのよい、友だちのような親」に育てられた子供たちは、社会には共存していくためのルールやマナーがある、ということを理解できず、自分のわがママが通らないと、怒ったり暴れたりするのである。

いつの世にも、『地獄への道には善意という美しい玉砂利が敷きつめられている』。ミルトン(1981)は『失樂園』の中でサタンにこう語らせている。「わたしは、どうして内なる地獄に、苛まれる身となったのか。なぜ幸福な神の世界から、地獄への道をたどってしまったのか。それは余りにも高い地位に挙げられたため、わたしは服従を嫌悪するにいたり、ほんのもう一步高く昇れば、我こそは最高の者となれると思った。神に感謝を捧げることも全く当然なことであった。しかるに、神のすべての善がわたしには悪となり、悪意のみを生ぜしめた。」

決して善意が悪いのではない。子どもの幼い時からしつけを忘れ、叱るべきときに、きちんと叱る親の義務を果たさなかった家庭の子どもが、心の居場所を求めて徘徊し、彷徨っている。決して子どものせいではない。法を犯さない限り、特に名指して責任を問われることのない怠慢な親や大人たちが、生来は善良で明るい子どもの心を蝕み、閉ざし、方向を誤らせている。この叱らない親の善意が子どもの心を増長させ、コミュニケーションの鉄則である、社会的ルールや耐性を身に付けさせることを怠り、恐れることを知らない、ちびっ子サタン、モンスターチルドレンにしているのである。

ジャン・ジャック・ルソーは、「子供を不幸にする、いちばん確実な方法は、子供が望むとおりにしてやることだ。」と言っている。快樂原則だけでは、ぶつかる壁も、跳び越えるハードルもなく、やがて遭遇する逆境も乗り越えられなくなってしまう。

「父は打ち 母は抱きて 悲しめば 変わるころと 子やおもふらむ」心に迫る歌である。厳父の愛も慈母の愛も、子供には相反するように見えるが、変わりはない。

5. 境界なき法とモラル

家庭でも、世間様からも肝心なところで叱られたことがないまま、自由奔放に育っていく青少年に、もの申す資格がないほど、大人社会は墮落していくのだろうか。

高度経済成長期以来、繁栄を求めて経済原理を重視してきた大人社会では、法とモラルの区別もつかなくなり、その境界さえもなくなりつつある。

これまでは、世間様という地域共同体の場が、法や条例の条文で罰することのできないモラルの監視者であり、時としてその逸脱者に対する「慈悲深い」制裁者の役目を果たしてきたのであるが。

青少年の「居場所がない、存在感がない」という意識は、精神的渴望よりも、物質的欲求を充たすための巨大な大量消費型社会の中で、自己の哲学、信念、世界観を捨てた大人たちにも当てはまる。広がる格差社会、同質を尊び異質なものを排除しようとする日本人特有の遺伝的体質が堆積した社会

の中では、大人も子どもも、物質的豊かさや便利さを精神的充足感と混同し、組織内制裁に怯えながら、皆と同じことを志向し、決して目立たず、控えめに、じっと息を殺し周囲の環境に相似した保護色や擬態を強いられる。そして、自己の怠慢や責任を顧みることにはせずに、自分がこんなに惨めな姿になったのは、すべて親、特定の他人、社会の制度のせいであると、不平不満や苛立ちを募らせていく。その挙げ句、インターネットや携帯で顔も名前も匿名のまま、「透明人間」と化してしまうのである。かつて、「嘘つきは泥棒の始まり」という言葉があったように、出会い系サイト、性の逸脱行為、マルチ商法、オレオレ詐欺、食品偽装、粉飾決算の所得隠し等、枚挙にいとまがないほどの重大犯罪へと発展し、青少年の心と身体を蝕んでいる。

6. 格差社会がもたらすもの

家庭の所得によって、子どもの進学への期待や習い事にかかる費用に格差が出ていることが、「子ども未来財団」（東京都港区）の調査（2006）で明らかになっている。調査は2005年10月、20～44歳の既婚男女約2,400人に行い、回答者の家庭所得を年収「200万円未満」から「1,000万円以上」まで6分類した。

1,000万円以上の家庭では89%が子どもに大学・大学院進学を希望しているのに対し、200万～400万円未満は44%、400万～600万円未満は60%。200万円未満の家庭では30%が「特に希望はない」と答えた。

第1子に習い事をさせる割合や平均月謝額も所得に比例している。1,000万円以上の家庭の79%が習い事をさせ、約2万7,000円の月謝を払っているのに対し、400万～600万円未満と200万～400万円未満の家庭では、それぞれ52%、約1万2,000円と38%、約9,600円だった。

この結果は%であるから、あくまで確率でしか無く、個々の子供に当てはめることはできないが、「親の収入が低いと、大学に進学したくても出来ない」ことが起こりうる、ということである。もし、優秀な学生ならば何らかの補助により進学できるだろうが、実際には、大学に入学してから学費までカバーできる奨学金制度はあまり見られない。つまり、「親の収入が低いと、結局、大学に進学したくてもどうにもならない」という現象が生じている。現在は少子化で、もう少しで、大学定員＝高校卒業生という時代なのである。つまり、「子どもは親を選べない」のである。将来、自分でお金を稼いで、大学に入学しても、年齢の関係からそれがキャリアアップになりにくいのが現状である。このことは、「子どもは親によって将来が規定されてしまう」という一面を物語っている。

次に行政の子育て支援事業を考えてみる。近年、青少年問題対策の一環として「地域による青少年の居場所づくり事業」が国をはじめ各自治体で取り組まれている（たとえば、神戸市：<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/070/ibasho/example.html>；2008年10月）ことは喜ばしいことである。それなりの成果や実績が上がっていることも理解できる。事業例としては、次のようなものがある。

①青少年がコミュニケーションできる場の運営

おしゃべり広場、青少年とのふれあい喫茶、スポーツ広場など

②青少年のサークル活動支援

音楽活動、ボランティア活動、野外活動、農業体験活動、空き店舗活用の経営体験など

③青少年によるイベントの企画運営の支援

音楽イベントの青少年による実行委員会など

④青少年が主体として活動する異世代との交流事業

中高生による小学生を対象とした昔遊び塾、大人と青少年のフォーラムなど

現在の青少年育成には必要なものばかりであるが、気がかりなことが一つある。それは、行政による支援事業を開催しても、ボランティア事業、直接体験活動、健全育成事業、学校のPTA総会の参加率と同様に、親の関心の高い、家庭における教育力のある、比較的裕福な家庭の子どもが参加することが多く、主催者側が一番参加を望んでいる、肝心の心の居場所をなくした子どもたちが参加する率は低い。安い参加費用でも、経済的に困窮した家庭の子どもは皆無に近い。行政による青少年支援事業は、積極的に推進してもらいたい、抜本的な対策にはなっていないようである。子どもとふれあい係わりあう時間を増やし、経済格差を緩和する善政を望むしかないようである。

家庭や地域の切磋琢磨の中で、学問を志して将来を期待しても、親の低収入により断念せざるを得ない青少年が、社会を敵視し不平・不満を募らせ凶悪な犯罪へと走る事例は少なくない。動機として「特に理由はない。むしゃくしゃして誰でもいいから無差別に人を殺したかった」と報道される事例が最近あまりにも多い。

7. 歴史の教訓

しかしながら、日本の現状を嘆いてばかりもおれない。これまで心の片隅でシミとして燻ってきたことである。最後に歴史の教訓に学ぶことの重要性を述べておきたい。

衰退や滅亡の種子は、一人一人の人間の心に巣喰う「虚ろなるもの」、「無知と傲りに起因する欲望や過信」に宿る。文明の生命力、国家や社会の運命を決定するもの、その究極の要因はつねに「内なるもの」に見いだされる。

議会制民主主義に始まり、衆愚政治に帰結した、古代都市国家アテネの崩壊。物質的ゆたかさを他民族の犠牲の上に樹立して招いたローマ帝国の滅亡。為政者に反抗させないために、阿片を奨励し、銀の国外流失により国民の納税能力まで奪って消滅した、中国清朝の終焉（現在は、新しい国としてわずか一世紀足らずで見事に再生して強大な国家になりつつある）に見られるように、国家や組織の衰退滅亡の原因は、外的要因よりも、つねに「内なる原因」、すなわち「内からの腐蝕・崩壊」に起因する。

国際社会に目を向けると、1970年代以降の情報社会においては、グローバル化とボーダレス化が急速に進み、新しい時代が要求する地球環境に配慮した先端技術のパラダイムで主導権を握った国が成功を収めている。先端産業の担い手を庇護しない国は国力を弱め、知的財産として大切に育てる国は国力を強めている。古い技術から新しい技術へとパラダイムが変化する時、古いパラダイムで成功した国は、その繁栄と驕りに酔い、来るべき新しいパラダイムへの適応が後れてしまう傾向が強い。

歴史を振り返るとき、国の盛衰については、人道や徳義を大きな要因とする考え方もあるが、奴隷の売買や被征服民の犠牲の上に繁栄を樹立した国々を考えると、説明ができなくなり二律背反に陥ってしまう。歴史は、いつの時代にも特定の個人や国家のパトロン（庇護者）になり得ていない。

力と数の論理、自由競争の原理に従えば、常に強いものが生き残ってきた。人道や徳義から乖離した、

非情な弱肉強食のサバイバルの世界である。日本人全体に危機意識が芽生え、危険予知能力が国民的に浸透しない限り、悲惨な戦争を避け、平和的解決策として、この国の選択する道があるのだろうか。

戦争の悲惨さ、むなしさ、ファシズムやスパルタ教育の不条理を目のあたりにし、戦後民主主義の下で、父親としての権威をなくした世代を親とする日本の青少年は、文明の衝突よりも対話を選んだ方が得策であることをよく知っているだろう。祖国のために、命を賭して国や家庭を守護する愛国心や武士道精神は遠い昔の話になってしまった。悲惨な戦争を回避して、共生の世紀、民族融合の世紀をめざし、他国と共存共栄することは、我が国の大人社会に突きつけられた崖っぷちの課題である。国をなくしても、他国に溶けこみ、根を張り、誇りを失わない、たくましいユダヤ民族の生き方もあることはあるが。

ただ、希望、誇り、勇気を失った民族は、自然淘汰され、溶けていく運命にあることを、歴史の教訓として噛みしめなければならない。

おわりに

青少年が、このような大人社会の状況の中で、敏感に感じとっている「次の世代」は、自己責任のもとに、自己選択し自己決定を余儀なくされる「一人で生きていく」ことを迫られる時代となるだろう。

しかしながら、それを可能にする青少年の「自立」は確立されていない。「場」が衰退しつつあるにもかかわらず、「場」に依存しない生活に必要な「自立」が立ち遅れているために「居場所がない」という思いを募らせているのかもしれない。

ギリシャの哲学者アリストテレスは「人間は社会的動物である」という言葉を残している。人間はまわりの人や自然と共存しながら生きている。「存在感がない」という不安は青少年のみならず、大人社会の不安症候群として捉える必要を感じている。特に、昨今の世界的な経済不安や破綻、テロ行為、地球温暖化、環境破壊、国内の政状不安、年金問題など、先の見えない予測不可能な社会不安に大人社会自体がカオスに陥っている。世界潮流のグローバルスタンダード（世界的標準）の長所に目を向けず、かといって、日本文化の正の遺産を保護し継承させることもなく、相変わらず旧体然とした過去のパラダイムに生きる中途半端で閉鎖的なこの国の在り方に、青少年の不安はなおさらのことであろう。

栄枯盛衰、会者定離という世のならいを避けて通ることはむずかしい。いつまでも豊かな国家の繁栄が保証される約束はどこにもない。現代の大人社会の拝金主義、利便性、効率性を重視した経済原理を見直し、共存共生の原理をもう一度確立することが、私たち大人に課せられた最大の責務であると考えよう。

より豊かな社会を目指して、変わりゆく巨大な文明社会の中で、これまで営々と受け継がれてきた先賢の不易の知恵と高速で変貌するグローバルスタンダードのメリットと和していく勇気が、後世に継承されて、青少年に明るい未来が訪れることを祈ってやまない。

<文献>

- 法務省 2007 『平成 19 年度版犯罪白書』
- 警察庁 2007 『平成 19 年度版警察白書』
- 警察庁 2008 「平成 20 年上半期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h20/pdf42.pdf> (2008 年 8 月)
- 子ども未来財団 2006 『子育て家庭の経済状況に関する調査研究』
- 有斐閣選書 2002 『中学・高校教師になるための教育心理学』
- 松原達哉 2002 『臨床心理学』編著 ナツメ社
- 後藤靖宏 1999 家庭教育講話 近代文芸社
- 『ノーベル賞 10 人の日本人』 2001 読売新聞編集局編
- Milton, John 1981 『失楽園 上・下』平井 正穂(翻訳) 岩波文庫
- 文部科学省 2008 「学校基本調査」(速報) http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/08072901/index.htm (2008 年 8 月)
- 内閣府 2007 『平成 19 年版青少年白書～青少年の現状と施策』